

「PFOS の販売と使用の制限」の EU 指令について



EU では「PFOS の販売と使用の制限」の指令 (2006/122/EC) を 2008 年 6 月 27 日に施行しました。

その内容を整理すると、以下のようになります。

1. 販売、使用禁止品目及び規制値

品目	規制値
単一物質或は調剤の構成成分	0.005 重量%
半仕上げ製品、成形品或は部品	0.1 重量%
織物及びコーティングされた製品	1 μg/m ²

2. 適用除外品目

- a フトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止コーティング剤
- b フィルム、紙、または印刷版に使用される写真用コーティング剤
- c 非装飾用の硬質クロム (VI) めっき用ミスト防止剤、及び十分管理されためっきシステムで用いる湿潤剤 (ただし、PFOS の環境への排出量を最小にしていること)
- d 航空機用作動液

3. 施行猶予品目

2006 年 12 月 27 日以前に上市した泡消火器は、2011 年 6 月 27 日まで使用できます。

* EU 委員会では、現在 PFOA についてもリスク評価を行っています。

[国際的な対応・動向]

アメリカ	2002 年に分子構造が類似の 88 種類、2007 年 10 月に 183 種類のパーフルオロアルキルスルホン酸類 (PFAS) を重要新規利用規則 (SNURs) に適用しました。
カナダ	2008 年 6 月 11 日、PFOS 禁止規則を公布しました。
ストックホルム条約会議	2007 年 11 月に、残留性有機汚染物質 (POPs) 評価委員会では、PFOS の附属書への追加を締約国会議 (2009 年 5 月) で勧告することに決定しました。
日本	2002 年に化審法で PFOS、PFOA 共に第二種監視化学物質に指定されています。また、PFOS がストックホルム条約の対象物質として追加された場合には、日本では、早ければ 2009 年 11 月に製造・輸入・使用が禁止される見通しです。

今現在世界的に PFOS の製造、輸出入、使用が禁止される動きがあります。よって、製品における PFOS の分析の重要性が、ますます高くなると考えられます。

当社は、PFOS・PFOA の分析を行っております。詳しくは、当社 **環境分析部 堀井、清宮** (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 332、364) までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

